

昭和四十九年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省令第一号

石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令

石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）第七条第一項及び第十五条第二項の規定に基づき、並びに同法第七条第一項及び第十六条第四項の規定を実施するため、石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（石油の使用の申出）

第二条 法第七条第一項ただし書の規定による申出は、当該申出に係る使用期間の初日の前日から起算して前六日目に当たる日（主務大臣がこれと異なる日を定めたときは、その日）までに、経済産業大臣及びその者の行う事業を所管する大臣に、それぞれ、様式第一の申出書及びその写し一通（その者の行う事業を所管する大臣が経済産業大臣である場合において経済産業大臣に提出する写しについては、二通）を提出してしなければならない。

（石油の数量の算定）

第三条 法第七条第一項の規定の適用については、プロパン、プロピレン、ブタン又はブチレンを主成分とするガス〇・五五キログラムを体積一リットルに換算するものとする。

（帳簿）

第四条 法第十五条第二項の主務省令で定める事項は、石油の種類別の購入数量、使用数量及び在庫数量とする。

2 法第十五条第二項の規定による帳簿の記載は、使用期間における前項に規定する事項（在庫数量を除く。）及び使用期間の末日における在庫数量が明らかにしななければならない。

3 法第十五条第二項の帳簿は、法第七条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者の主たる事業場に備えなければならない。

4 法第十五条第二項の帳簿は、閉鎖の日から一年間（その間に法第四条第二項の規定による告示が行われたときは、閉鎖の日から当該告示の行われた日まで）保存しなければならない。

（電磁的記録による保存）

第四条の二 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十五条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

（立入検査の証明書）

第五条 法第十六条第二項の規定による立入検査に係る同条第四項の証明書は、様式第二によるものとする。

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一五日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年二月一八日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省令第一号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第2条関係)

石油使用申出書

年 月 日

主務大臣 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの使用期間において、
イ. 石油需給適正化法第7条第1項第1号の政令で定める数量を超えて石
油を、
ロ. 石油需給適正化法第7条第1項第2号の政令で定める数量を超えて特
定石油（ ）を、
ハ. 石油需給適正化法第7条第1項第1号の政令で定める数量を超えて石
油を、及び同項第2号の政令で定める数量を超えて特定石油（ ）
を使用したもので、同項ただし書の規定により、別紙 {石油使用計画書
特定石油使用計画書} を
添えて、申し出ます。

備考 1. あて名の欄には、その者の行う事業を所管する大臣が経済産業大臣のみの
場合以外の場合においては、経済産業大臣及びその者の行う事業を所管す
る大臣を併記すること。
2. [] 内は、該当するものを選択して記載すること。
3. 特定石油のかつこ内には、該当する特定石油の種類を記載すること。
4. { } 内は、[] 内のイ又はハを選択した者にあつては石油使用計画
書を、[] 内のロを選択した者にあつては特定石油使用計画書を選択し
て記載すること。
5. 別紙は、主務大臣が告示で定める様式によること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第5条関係)

表

第 号

石油需給適正化法第16条第2項の規定による
立入検査証

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日交付

主務大臣 印

裏

石油需給適正化法 (抄)

第16条

2 主務大臣は、第7条の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に対し、
その石油の使用状況に関し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、
事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係
人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められ
たものと解釈してはならない。

第22条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処
する。
二 第16条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告
をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。